

地震被災建築物の「応急危険度判定士」講習会のご案内

この講習会は、「島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱」に基づき、島根県知事が判定士認定のための講習として実施するものです。

応急危険度判定とは、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、その危険性を判定するものです。

判定士認定の要件は、次のすべてを満たされる方です。

- (1) 建築士法に規定する建築士試験に合格した者又は建設業法に規定する1級建築施工管理技士若しくは2級建築施工管理技士(建築)であること
- (2) 島根県内に住所又は勤務地を有する者
- (3) 知事が判定士認定のための講習として、あらかじめ指定した講習を修了した者であること
- (4) 応急危険度判定の作業に自発的に参加する意思のある者

■日時・会場

開催地	日 時	会 場	定 員
松江	令和8年9月30日(水) 13:30~16:30	島根県 松江合同庁舎 6階 601会議室 松江市東津田町1741-1	60名 (先着)
浜田	令和8年10月15日(木) 13:30~16:30	島根県 浜田合同庁舎 5階 中会議室 浜田市片庭町254	40名 (先着)

■講 師 島根県土木部建築住宅課 担当職員

■参 加 費 受講料：無料

■C P D 継続能力開発認定研修：3単位

■申込期限 松江会場：令和8年9月9日(水)

浜田会場：令和8年10月1日(木)

※ただし定員になり次第締切ります。

更新にあたり受講義務はありませんが、既に登録済みの方につきましても再受講が可能ですので、判定技術向上のために積極的な受講をお願いします。

■申込方法 下記の「受講申込書」にご記入の上、FAXまたはE-mailにてお申込みください。

【申込先】 〒690-0886 松江市母衣町175-8 一般社団法人島根県建築士会

TEL. 0852-24-2620 FAX. 0852-24-3780

E-mail info@aba-shimane.or.jp

注 1) 受講者には「受講修了証」を交付します。

2) 当日は、判定士認定申請及び登録更新の受付も併せて行います。(裏面参照)

3) 登録等手続問合せ先／島根県土木部建築住宅課 建築物安全推進室 TEL. 0852-22-6586

きりとり線

一般社団法人島根県建築士会 宛 (FAX 0852-24-3780 / E-mail info@aba-shimane.or.jp)

受 講 申 込 書 (地震被災建築物の「応急危険度判定士」令和8年度講習会)

いずれかに○印を してください	・新規登録受講		・再受講	
	受講希望会場 =		・松江会場	・浜田会場
ふりがな 氏 名			生年月日	平成・昭和 年 月 日
			CPD番号	
現住所	(〒 —) 【TEL FAX】			
勤務先	(〒 —) 【TEL FAX】			
	所在地 名 称			
建築士登録番号 (未登録の方は合格番号)	一級(第 号) 二級・木造(都道府県 第 号)			
建築施工管理技術検定合格証明書番号	1 級 ・ 2 級 番号 ()			

島根県地震被災建築物応急危険度判定士の認定申請をされる方へ

『地震被災建築物応急危険度判定』とは、地震により被害を受けた建築物が、さらに余震等により倒壊あるいは外壁等が落下し、人に被害を与えることを防止するため、緊急に建築物の危険度を判定する作業です。

『応急危険度判定士』とは、知事の認定を受け、判定作業を行う者です。知事は判定士として認定した者を台帳に登録し、判定士登録証（携帯用）を交付します。判定士が判定作業を行うときは常にこの登録証を携帯しなければなりません。

1. 判定士認定（新規）申請について

作業の性格上、報酬を目的としたものでないため、建築士又は建築施工管理技士としての社会的責務を自覚し、自主的に判定作業に参加される意思のある方の申請をお勧めします。

申請書類について 〔島根県ホームページに掲載しております(土木部建築住宅課)〕

- (1) 島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定（新規）申請書 1通
- (2) 建築士試験合格通知書、建築士免許証又は建築施工管理技術検定合格証明書の写し
- (3) 判定士講習会の受講修了証の写し
- (4) 写真 2枚（縦4cm×横3cm）裏面に氏名を記載のこと
- (5) 応急危険度判定士名簿記載事項の一部を一般社団法人島根県建築士会に情報提供する（*注）ことについての同意書

2. 更新申請について

判定士登録証の有効期限は交付日から5年間です。有効期限満了までに更新の手続きをしてください。

申請書類について

- (1) 島根県地震被災建築物応急危険度判定士認定（更新）申請書 1通
- (2) 写真 2枚（縦4cm×横3cm）裏面に氏名を記載のこと

3. 登録証の変更について

- (1) 認定申請書記載事項に変更（住所、勤務先等）が生じた場合は、変更届を提出してください。
- (2) 登録証記載事項である氏名に変更が生じた場合は、再交付申請により記載内容を訂正の上、登録証を再交付します。

***注）** 島根県と一般社団法人島根県建築士会とで、次のとおり「島根県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定」を締結しており、県は同建築士会へ判定士に関する個人情報の一部を提供することにしております。

1. 島根県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定（抜粋）

（協力要請）

第3条 島根県は、地震災害が発生し、被災市町村から判定士の派遣に関する支援要請を受けた場合には、建築士会に対して判定士の招集に関して協力を要請するものとする。

（協力）

第4条 建築士会は、島根県の前条の規定に基づく要請があった場合は、会員である判定士等に対して、速やかに島根県の要請内容を伝え、判定活動への参加意思を確認する。

（協力のための準備）

第6条 島根県は、判定士の承諾を得た上で登録者名簿を建築士会に交付し、新規登録、更新又は登録事項の変更があった場合には、遅滞なくその旨を建築士会に通知するものとする。

2. 一般社団法人島根県建築士会へ提供する情報

判定士認定番号、氏名、住所、勤務先名称、電話番号（住所及び勤務先）

3. 個人情報の取り扱い

一般社団法人島根県建築士会への情報提供は、判定士招集の目的以外に使用することはありません。